

山形村国土強靱化地域計画

令和4年3月

山形村

目次

第1章 計画の基本事項	1
1 策定の背景	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	2
第2章 山形村の概要	3
1 自然・社会特性	3
2 過去の災害	5
第3章 基本的な考え方	6
1 基本目標	6
2 事前に備える目標	6
第4章 脆弱性評価	7
1 脆弱性評価の考え方	7
2 「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」の設定	8
第5章 リスクシナリオへの評価結果と対応方策	10
1 人命の保護が最大限図られること	10
2 負傷者などに対し、迅速に救助、救急活動が行われること	17
3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること	23
4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること	28
5 流通・経済活動が停滞しないこと	30
6 二次的な被害を発生させないこと	33
7 被災した方々が元の暮らしに迅速に戻れること	37
第6章 地域強靱化の推進に向けて	41
1 推進体制	41
2 進捗状況の把握と計画の見直し	41

第1章 計画の基本事項

1 策定の背景

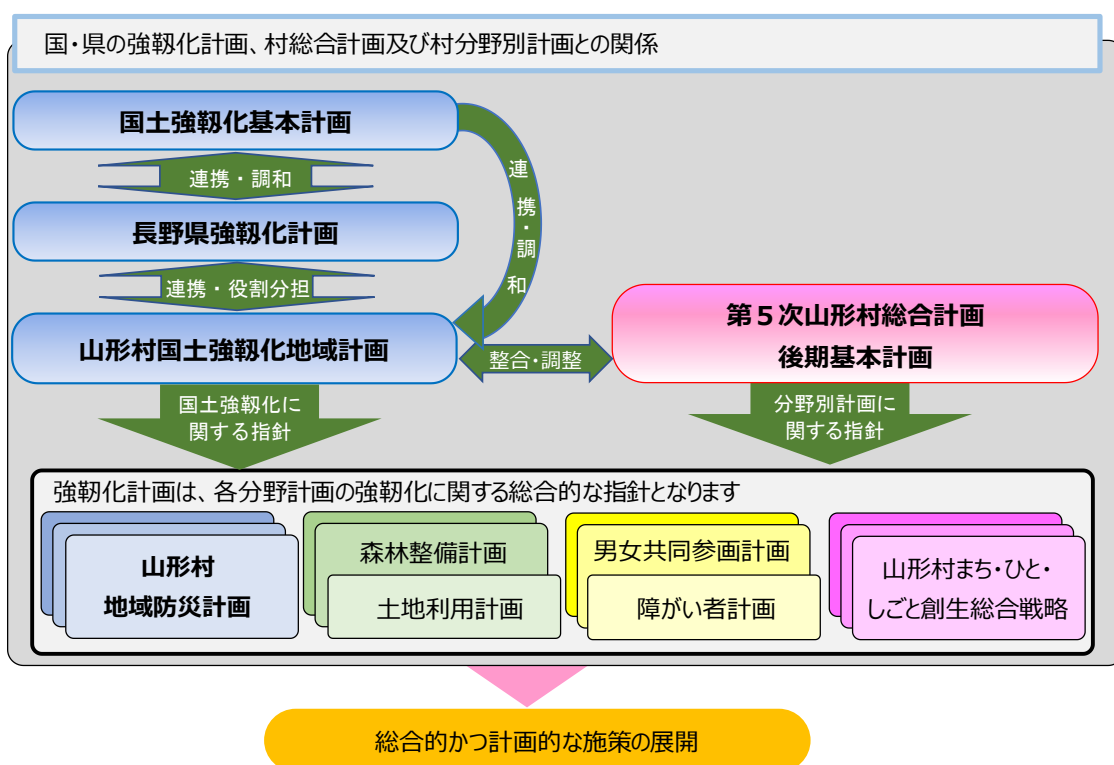
国は、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下「基本法」という。)」を公布・施行しました。平成 26 年6月には、国土強靱化基本計画(以下「基本計画」という。)を閣議決定し、国全体で強靱化を進めていくための枠組みが整備されました。

長野県においても、平成 28 年3月に基本法第 13 条に基づく「長野県強靱化計画(以下「県計画」という。)」を策定したのち、平成 30 年3月に改訂し、県域での強靱化を推進しています。

本村においても、大規模自然災害等に備え、村民の生命を最大限守り地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、生活・経済への影響、村民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減して迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を持ち、村民の安全・安心を守るよう備えるため、「山形村国土強靱化地域計画(以下、「本計画」という。)」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、本村の国土強靱化に関し、基本計画や県計画と連携し、山形村総合計画との整合・調整を図りながら大規模自然災害等に備え、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に関する各種施策を推進する各分野別計画の指針とします。



3 計画期間

本計画の対象期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。ただし、社会情勢や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じ随時改定するものとします。

第2章 山形村の概要

1 自然・社会特性

(1)位置・面積

山形村は、長野県のほぼ中央部、松本盆地の南西 12 kmに位置し、日本アルプスの支脈である鉢盛山の山麓に沿って、西部は山地とその麓の集落が、また東部は扇状地が緩やかに広がる海拔 685mの高原地帯にあります。

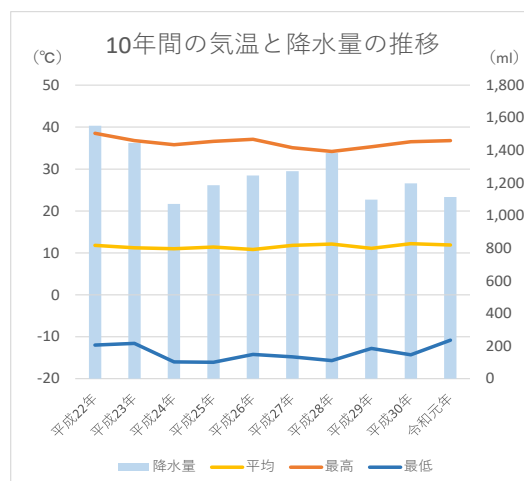
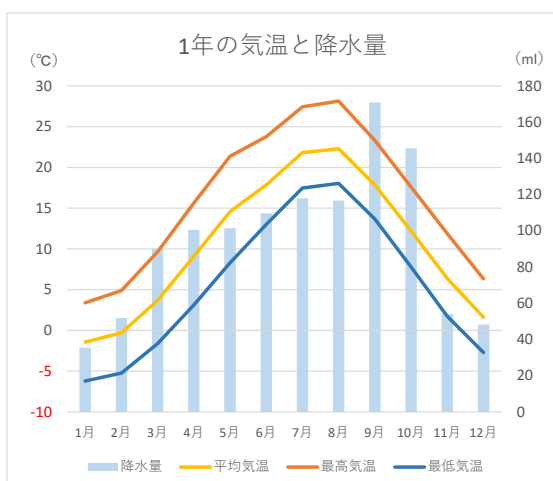
松本市、塩尻市へは 12 kmの位置にあり、東部及び北西部は松本市、南西部は朝日村と隣接し、東西8.5km、南北4.7kmにわたり、縦長に展開しています。総面積は 24.98 km²あり、可住地面積は総面積の 42.3%、山林面積は 31.9%で、緩やかな傾斜を描き、東南北に展開しています。

(2)地勢

標高は 650mから 1,745mであり、緩やかな高低差となっています。地質は、古生層に属する山地と扇状地の堆積層による平地の二つからなり、鉢盛山を西側の背景とした平地は、村の畑作地域となっています。集落は三間沢川・唐沢川流域の低地に集中しています。行政区は、上大池・中大池・小坂・下大池・上竹田・下竹田の6地区となっています。

(3)気候

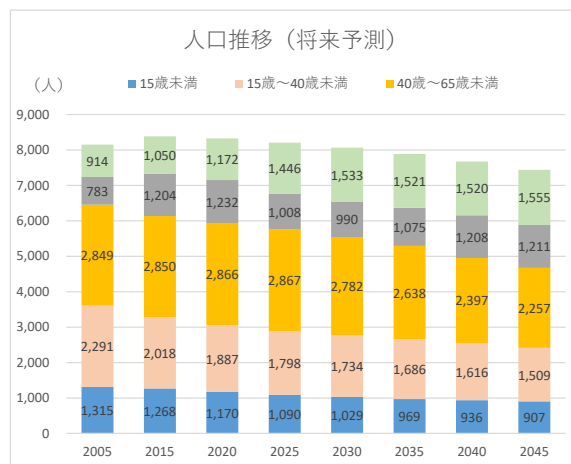
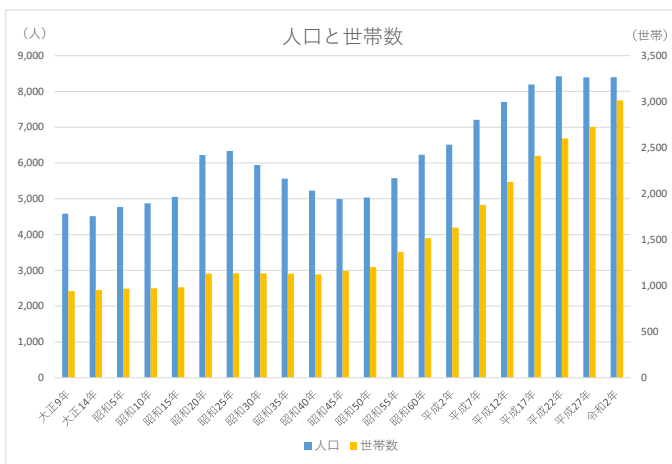
本村の過去5年間の平均気温は 11.8℃と、寒暖の差が大きく内陸性気候の性質を持っています。年間降水量・降雪量は、1,000～1,600 mm前後と比較的少なく、年間日照時間は長く湿度も低い恵まれた気候条件にあります。



(4)人口

本村の人口推移は、松本、塩尻の中間地点という立地条件から、近隣市村のベッドタウンとして世帯数と人口が一時期増加しましたが、現在は宅地造成地の減少もあり微減に転じ、世帯数 3,013、総人口 8,404 人(令和2年)となっています。

高齢化率は平成 27 年国勢調査の 26.8%に比べ、令和2年国勢調査では 29.0%とやや上昇傾向にあります。高齢化、国際化の進行に伴い、高齢者や障がい者、外国籍住民等のいわゆる要配慮者の増加と、生活圏の広域化による昼間の留守家庭の増加等から、防災上の配慮が求められています。



※「国勢調査」(総務省)、「日本の地域別将来推計人口平成 30 年推計」(国立社会保障・人口問題研究所)を基に作成

2 過去の災害

本村では、これまで台風、集中豪雨等の風水害を経験しています。本村における過去の災害は次のとおりです。

災害年月日	被害地域及び状況
昭和 20 年 10 月 9 日 (1945 年)	集中豪雨により丸山地籍決壊。上大池地区で浸水。消防団員 2 名殉職。
昭和 34 年 9 月 26 日 (1959 年)	伊勢湾台風により村内全域被災。 家屋被害額 450 万円、農作物被害額 3,110 万円、山林倒木 500 石被害額約 100 万円。
昭和 57 年 9 月 11 日～ 12 日(1982 年)	台風 18 号により村内全域被災。171 mm の雨量により中小河川氾濫。河川関係被害額 1 億 100 万円、林道関係被害額 1 億 4,600 万円、治山関係被害額 2 億 6,700 万円、水道関係被害額 850 万円、耕地関係被害額 600 万円。
昭和 58 年 9 月 27 日 ～28 日(1983 年)	豪雨により村内全域被災。総雨量 215 mm の降水により、土石流発生。 人的被害軽傷 1 名、床上浸水 8 棟、床下浸水 17 棟。 河川関係被害額 5 億 6,900 万円、道路橋梁関係被害額 1,800 万円、林道関係被害額 1 億 2,700 万円、耕地関係被害額 4,500 万円、水道関係被害額 250 万円、治山関係被害額 1 億 9,500 万円、中小河川道路関係被害額 600 万円、緊急対策 750 万円。
平成 12 年 7 月 5 日 (2000 年)	雹により村内全域に被害。床下浸水 2 軒、住宅ガラス損壊 7 軒、農作物被害総額 7 億 1,500 万円。
平成 28 年 1 月 29 日 (2016 年)	清水高原一帯に雨水被害。清水高原一帯の山林で幹折れが発生。倒伏被害面積 78.36ha。倒木により停電、林道の不通が発生し、清水高原別荘地居住者が一時孤立。

第3章 基本的な考え方

1 基本目標

本村における強靱化を推進する上での基本目標は、基本計画及び県計画との調和を保ちつつ、次のとおり設定しました。

- 1 村民の生命を最大限守ること
- 2 村民及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- 3 村民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧及び復興

2 事前に備える目標

上記で定めた4つの基本目標を基に、大規模自然災害を想定し、より具体化した「事前に備えるべき目標」を次のとおり設定しました。

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 負傷者などに対し、迅速に救助、救急活動が行われること
- 3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保すること
- 4 必要最低限のライフラインを確保し、これらの早期復旧を図ること
- 5 流通・経済活動が停滞しないこと
- 6 二次的な被害を発生させないこと
- 7 被災した方々が、元の暮らしに迅速に戻れること

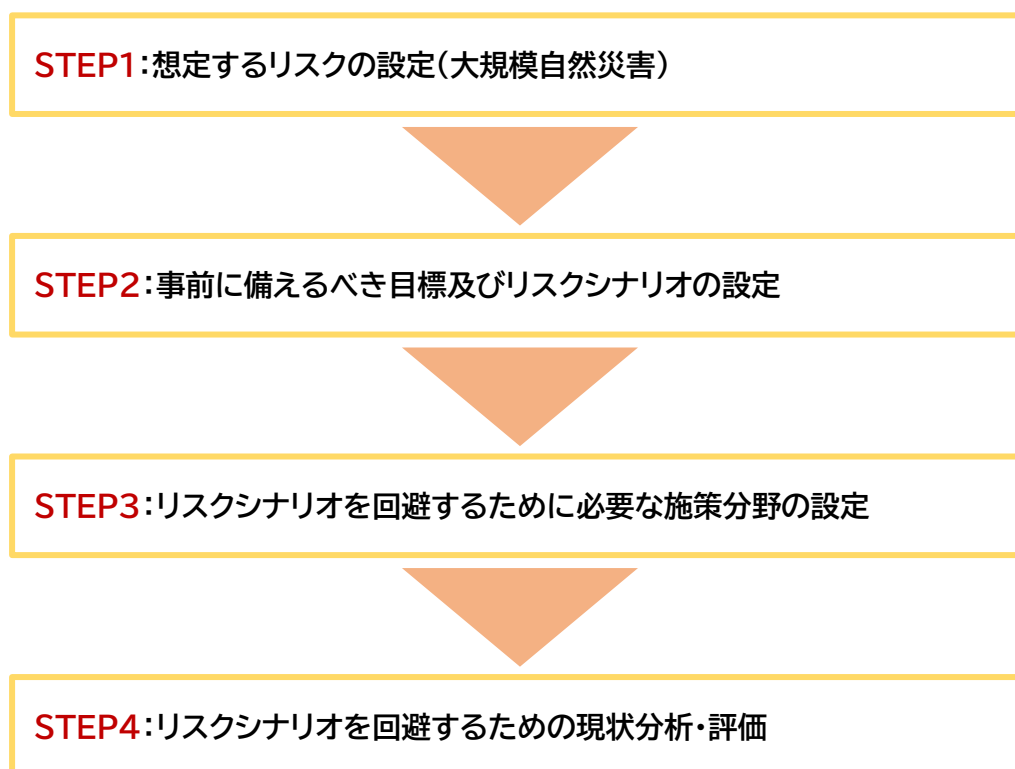
第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

国の基本計画では、基本法第 17 条第1項の規定に基づき、大規模自然災害に対する脆弱性の分析・評価の結果を踏まえ、国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められています。

脆弱性評価は、地域計画の策定に先立ち、想定する大規模自然災害の発生時に「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を引き起こさないような対策を講じているか評価するものです。評価に当たっては、はじめに、大規模自然災害の被害シナリオと生じる被害を整理した上で、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定しました。**【STEP1、STEP2】**

次に、設定した最悪の事態の発生回避・被害軽減に資する現在の本村の取り組みを把握し、事態の発生回避・被害軽減に向けた取り組みの方向性の評価を行いました。**【STEP3、STEP4】**



2 「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」の設定

脆弱性評価は、基本法第 17 条第3項の規定に基づき、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を想定した上で行うものとされています。本計画では、基本計画及び県計画と調和を保つことが必要であることから、両計画で設定されている「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を踏まえ、次ページのとおり7つの「事前に備えるべき目標(行動目標)」と 29 の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定しました。

山形村の「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」

1 人命の保護が最大限図られること	
1-1	住宅の倒壊や、住宅地の火災による死傷者の発生
1-2	多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生
1-3	河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水
1-4	土砂災害、地すべり等による死傷者の発生
1-5	火山噴火や地震等による観光客等の死傷者の発生
1-6	避難指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生
2 負傷者などに対し、迅速に救助、救急活動が行われること	
2-1	長期にわたる孤立集落等の発生
2-2	消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足
2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
2-4	医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺
2-5	被災地における感染症・疫病等の大規模発生
3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保すること	
3-1	村役場をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下
3-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
4 必要最低限のライフラインを確保し、これらの早期復旧を図ること	
4-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
4-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
4-3	地域交通ネットワークが分断する事態
5 流通・経済活動が停滞しないこと	
5-1	交通ネットワークの機能停止
5-2	食料・飲料水等の安定供給の停滞
5-3	大規模地震による農業施設の破壊等及び被害拡大と長期間にわたる農業の停滞
6 二次的な被害を発生させないこと	
6-1	土石流、山腹崩壊など土砂災害による二次災害の発生
6-2	農業用水路、ため池、ダム等の損壊・機能不全による水利用の制限
6-3	有害物質の大規模拡散・流出
6-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
6-5	風評被害による観光客の減少と、地域農産物等の買い控えや市場価格の下落
6-6	避難所等における感染症のまん延等環境の悪化
7 被災した方々が、元の暮らしに迅速に戻ることを	
7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
7-2	道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態
7-3	倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態
7-4	地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

第5章 リスクシナリオへの評価結果と対応方策

前章で設定した「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」ごとに脆弱性評価を行い、脆弱性評価を基に、対応方策を定めました。

1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ1-1 住宅の倒壊や、住宅地の火災による死傷者の発生

担当部署	総務課消防防災係、建設水道課建設建築係
------	---------------------

【施策1】住民参加型の総合防災訓練の継続

【脆弱性評価】

○毎年実施している総合防災訓練の際に、各地域の自主防災組織を中心に避難訓練を実施しているが、連絡班未加入世帯やアパート住民等の一部が不参加となっており、参加を促す必要がある。

【対応方策】

○大規模地震が発生しても、適切な避難行動がとれるよう、住民参加型の総合防災訓練を継続して実施する。また、自主防災組織の連絡班未加入世帯やアパート住民等に対しても訓練への参加を促し、住民全体の防災スキルと意識の向上を図る。

【施策2】村ホームページや「広報やまがた」による、災害の備えや最新の情報等の周知

【脆弱性評価】

○村のホームページや広報誌「広報やまがた」にハザードマップや必要な防災情報を掲載し、防災メールの登録促進や防災意識の啓発を行っている。今後は地域に出向いての防災体制の確認や、防災意識の啓発を行う必要がある。

【対応方策】

○地域の自主防災組織の体制強化を図るため、ホームページや広報等でハザードマップをはじめ必要な防災情報を発信していくとともに、各地域における防災体制の確認、防災意識の啓発を行うなど、住民の防災力を強化する。

【施策3】建築物等の耐震対策の推進

【脆弱性評価】

○毎年度木造住宅の耐震診断を実施しているが、耐震改修補助金について周知を進め、木造住宅の耐震化を進める必要がある。

【対応方策】

○建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、国や県の補助事業を継続し、耐震診断件数を増やすとともに、耐震改修補助金について周知を進め、木造住宅の耐震化を進める。

リスクシナリオ1-2 多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生

担当部署

総務課消防防災係、企画振興課地域振興係、保健福祉課福祉係、教育政策課社会教育係

【施策4】庁舎等の耐震化

【脆弱性評価】

○災害拠点施設となる役場庁舎等は、公共施設個別施設計画に基づき、耐震対策を実施しているが、農業者トレーニングセンター体育館の吊り天井部材をはじめ、屋根、暖房設備、照明等、経年劣化している施設も耐震化を図る必要がある。

【対応方策】

○大規模災害が発生しても、庁舎等の施設が安全に機能するよう、指定避難所としている農業者トレーニングセンター体育館の照明のLED化や床の改修等と一体的に早期整備を検討し、建物や設備の耐震化対策を実施しながら、適切な維持管理を図る。

【施策5】備蓄庫・耐震性貯水槽・防火水槽等の整備

【脆弱性評価】

○既存の防災倉庫では備蓄スペースが不足していたため、体育館の一部を改修し備蓄スペースを拡充したが、必要な備蓄数を保管しておくだけの備蓄スペースが十分ではないため、継続して確保する必要がある。また、村内の防火水槽の劣化について、適切に把握する必要がある。

【対応方策】

○大規模災害に備えるには、現在の防災倉庫では手狭であるため、より多くの備蓄品が収納できる防災倉庫の設置を検討する。また、村内に現存する防火水槽の劣化状況の把握を進める。

【施策6】空き家対策

【脆弱性評価】

○大規模災害時による空き家の倒壊の被害を防止するため、所有者に対し適正な管理を促すとともに、補助金の検討や空き家バンクの活用等、空き家の有効な活用を図る対策が必要である。

【対応方策】

○大規模災害時による空き家の倒壊の被害を防止するため、所有者に対し適正な管理を促すとともに、空き家活用に関する補助金の創設や空き家バンクへの登録の推進、専門家による空き家相談会の実施等、必要に応じて利活用を図る。

【施策7】避難行動要支援者を対象とした避難所の設置・運営訓練の実施

【脆弱性評価】

○要支援者の福祉避難所として、保健福祉センター「いちいの里」を確保しているが、全ての避難者を収容しきれないことから村社会福祉協議会や松塩筑木曽老人福祉施設組合と福祉避難所の設置等に関する協定を締結している。今後は福祉避難所を開設する場合のレイアウト及び開設フローと福祉避難所運営マニュアルを見直し、村社会福祉協議会等関係団体との合同訓練や必要な資機材等の把握を進める必要がある。また、各地域の潜在的な要支援者の把握を進める必要がある。

【対応方策】

○大規模災害が発生しても迅速かつ安全に福祉避難所が機能するよう、開設フローやレイアウト等の福祉避難所運営マニュアルの見直しを行い、村社会福祉協議会等関係団体との合同訓練の実施、必要な資機材等の把握を進める。また、各地域の要支援者名簿は作成しているが、潜在的な要支援者の把握を進める。

リスクシナリオ1-3 河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水

担当部署

産業振興課農業振興係、建設水道課建設建築係、総務課消防防災係

【施策8】農業用水利施設等の整備と災害発生時にも営農活動が継続される体制の構築

【脆弱性評価】

○土地改良区や村内水利組合連絡会と連携し、速やかな復旧に向けた取り組みを進めるため、災害等による破管等の事態に備えた行動マニュアルを共有する必要がある。

【対応方策】

○大規模災害等が発生しても、営農活動が可能な限り継続できるよう、土地改良区や村内水利組合連絡会と連携し、災害等による破管等の事態に備えた行動マニュアルの共有や被害箇所の改修順位の確認等を行う。

【施策9】河川施設の長寿命化

【脆弱性評価】

○県が所管する一級河川については、奈良井川水系河川改良促進期成同盟会を通じて護岸整備や堆積土の撤去や支障木伐採について要望し、順次工事が実施されている。村や農家水利組合が管理している小規模水路等については、多面的機能支払交付金を有効活用しながら改修工事等を進めている。準用河川等については、改修が必要な部分があるため実施計画にあげており、今後改修を進める必要がある。

【対応方策】

○県への要望活動を継続するとともに、村が管理する河川等については村の実施計画に基づき改修事業の早期の実行に努める。

【施策 10】水防用資材の定期的な更新と備蓄の実施

【脆弱性評価】

○山形村は国及び県が運営している「信濃川水系流域治水協議会」の構成団体であり、流域治水への取り組みを国県や他市町村と連携して進めている。唐沢川、三間沢川の流域で、住宅地への浸水のおそれがある箇所は、浸水被害の対策として土のう袋を定期的に購入し、出水期に備えている。今後は氾濫する水路や警戒箇所の情報共有や職員向けの水防訓練を実施する必要がある。

【対応方策】

○国及び県が運営している「信濃川水系流域治水協議会」の活動に積極的に参加しながら、地域住民の人命保護最優先で様々な事業を進める。また、浸水被害を未然に防ぐため、氾濫する水路や警戒箇所の情報共有を行っていくとともに、職員に対し、土のうの作成や効果的な設置方法等の訓練の実施を検討する。

リスクシナリオ1-4 土砂災害、地すべり等による死傷者の発生

担当部署 産業振興課林務係、産業振興課農業振興係、建設水道課建設建築係

【施策 11】治山事業の推進と治山施設の長寿命化、適正な維持・管理

【脆弱性評価】

○保安林内の計画については、県が主体となり計画的に実施している。県が指定している「土砂災害警戒区域」のうち、地すべりの危険が最も高いとされていた老人福祉施設「ピアやまがた」西側については、県の急傾斜地崩壊対策事業によって対策工事が完了したが、今後はイエローゾーンに指定されている箇所の対策工事について、県と協議する必要がある。

【対応方策】

○「土砂災害警戒区域」等の地形の変化に注視し、県への安全対策の要望をあげながら、村で進める対策工事については必要に応じて協議を行う。また、大規模災害時にも土石流被害を防止する機能を維持するよう、砂防えん堤の定期的な管理を行う。

【施策 12】農地保全と農業施設等の耐震化・長寿命化対策の計画的な整備と、自立的な防災・復旧活動体制の構築

【脆弱性評価】

○農業生産基盤等の災害対応力の強化に向け、農地保全対策や農業水利施設等の点検・調査を進め、土地改良施設インフラ長寿命化計画を策定する必要がある。また、農地や農業用施設等の適切な保全管理や、自立的な防災・復旧活動の体制も整備する必要がある。

【対応方策】

○農業生産基盤等の災害対応力の強化に向け、農地保全対策や農業水利施設等の点検・調査を進め、土地改良施設インフラ長寿命化計画を策定するとともに、農地や農業用施設等の適切な保全管理や、自立的な防災・復旧活動の体制も整備する。

【施策 13】農業・農村の多面的機能の維持・増進

【脆弱性評価】

○農業委員の農地パトロールや農地相談の機会を設けているほか、中間管理機構を最大限に活用して荒廃抑制に努めているが、「人・農地プラン」については、地域内での情報共有を行い、住民に対し周知する必要がある。

【対応方策】

○農業者が 10～20 年後のビジョンを明確に持つことができ、地域の農業に係る資源を有効活用して最大限の成果をあげられるよう、「人・農地プラン」をはじめ、地域内での情報共有と周知を図る。

リスクシナリオ1-5 火山噴火や地震等による観光客等の死傷者の発生

担当部署 総務課消防防災係

【施策 14】他自治体等との協定締結の推進

【脆弱性評価】

○大規模災害の発生に際し、他自治体との相互応援を可能とするためにも、協定締結について積極的に取り組んでいく必要がある。

【対応方策】

○他自治体等との協定の締結するため、定期的な連絡会議、広域連携に係る訓練等に参加し、他自治体と「顔の見える関係」の構築に努める。

リスクシナリオ1-6

避難指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生

担当部署

教育政策課社会教育係、保健福祉課福祉係、保健福祉課保健対策係、保健福祉課地域包括支援センター係、総務課消防防災係

【施策 15】要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

【脆弱性評価】

○小学校は年3回の避難訓練(火災2回、地震1回)、年1回の児童引渡し訓練を実施し、また学校防災マニュアルを作成し、地域住民の避難誘導等について、係分担と仕事の内容を決めているが、今後は子どもや職員に対し、二次避難訓練や避難所の運営、生活体験を実施する必要がある。

○要配慮者利用施設のうち、村指定の特定相談支援事業所及び障害児指定障害児相談事業所に係る避難確保計画の作成と避難訓練実施状況の把握を進める必要がある。

○村が指定する介護保険事業者に対し、令和5年度末までに BCP(事業継続計画)の作成を義務付けており、作成状況を把握する必要がある。

【対応方策】

○大規模災害が発生しても、迅速かつ円滑な避難行動がとれるよう、小学校における避難訓練を継続するとともに、二次避難訓練の避難場所として、トレーニングセンターグラウンドでの訓練の実施を検討する。

○要配慮者利用施設の施設管理者に対し、避難確保計画の作成等を義務付ける水防法等の改正を受け、県と連携し、地域の実情を反映した実効性の高い計画となるよう促すとともに、計画に基づき災害発生時に利用者が迅速な避難行動をとることができるように、実効性の高い避難訓練の実施に向けた指導・助言を行う。

○BCP(事業継続計画)については、令和5年度までの作成猶予期間があるため、定期的な作成状況調査を行い、確実に全事業者が作成するように支援する。

【施策 16】災害時要配慮者等の支援体制の充実

【脆弱性評価】

○大規模災害が発生しても、避難行動要支援者に対し、迅速かつ円滑な支援を行うため、災害時要支援者名簿の登載再勧奨を進め、個別避難計画を作成する必要がある。

【対応方策】

○大規模災害が発生しても、避難行動要支援者に対し、迅速かつ円滑な支援を行い、登載漏れ等のない災害時要支援者名簿とするため、再勧奨による整備をするとともに、名簿登載者の要支援レベルの振り分けを行い、発災時の支援優先度の整理を行う。また、避難行動要支援者の個別避難計画を作成する。

【施策 17】手話通訳者・要約筆記者の派遣と発達障がい者への情報支援体制の検討

【脆弱性評価】

○手話通訳者・要約筆記者の派遣事業を実施し、手話講座を開催する必要がある。また、発達障がい者への情報支援体制を構築する必要がある。

【対応方策】

○手話講座を、年 10 回程度を目安として開催し、村内における手話通訳者の育成を図るとともに発達障がい者への情報支援体制を構築する。

【施策 18】学校や防災組織等を通じた防災教育の推進

【脆弱性評価】

○小学校では、避難訓練時に「自分の命は自分で守る」という防災教育を実施しているが、今後は幼少期から進め、さらに地域や学校等で実施する必要がある。

【対応方策】

○防災マニュアルを定期的に見直すとともに、避難指示の判断の遅れや住民への情報発信に不備がないよう、防災アドバイザーや学識経験者等を招き、理事者や職員向けの訓練の実施の検討を進める。また、幼少期からの防災教育に取り組み、防災意識の高揚を図る。

2 負傷者などに対し、迅速に救助、救急活動が行われること

リスクシナリオ2-1 長期にわたる孤立集落等の発生

担当部署

総務課消防防災係、総務課総務係、建設水道課建設建築係、教育政策課社会教育係、
企画振興課地域振興係

【施策 19】 村立小学校における備蓄資機材の確保

【脆弱性評価】

○大規模災害に備えるべく、継続的な備蓄資機材の整備を行い、特に小学校に設置している防災倉庫内の備蓄資機材は種類、数量ともに拡充する必要がある。

【対応方策】

○大規模地震等により避難が長期化すること等も想定し、継続的な備蓄資機材の整備を行い、小学校に設置している防災倉庫内の備蓄資機材等、必要な資機材、数量について見直しを行い、拡充を進める。

【施策 20】 避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施

【脆弱性評価】

○自主防災組織が主体的に避難所運営を行えるよう、各地区の避難所となっている公民館等を活用し避難所運営訓練を実施しているが、今後も継続的に各地域での避難所運営訓練の実施が必要である。

【対応方策】

○自主防災組織が主体的に避難所運営を行えるように、避難所運営マニュアルに基づいた訓練実施を検討する。

【施策 21】 在宅避難での備蓄促進を防災訓練の啓発

【脆弱性評価】

○在宅避難という選択肢も含め、各家庭での非常食等の備蓄について、広報等を活用し周知を進めている。今後は、各家庭での備蓄状況等の把握を進める必要がある。

【対応方策】

○食料や飲料水の供給が停滞した場合、在宅避難した場合に備え、各家庭で非常食等を備蓄していくよう啓発していく。

【施策 22】災害に強い道路網や沿線地域住民の避難路の確保につながる「生活道路」整備の推進

【脆弱性評価】

○山形村道路等整備基本計画を作成し、村道において道路改良が必要な路線を選定している。県道については、三県道整備促進期成同盟会を通じて道路改良要望を継続して行う必要がある。

【対応方策】

○村道において道路改良が必要な路線を選定し、優先順位を付けながら生活道路整備を進めるとともに、県道「塩尻鍋割穂高線」「県道新田松本線」の道路整備の早期完了に向けて、県に強く要望していく。

【施策 23】協定締結小売業者等と協定内容の見直しと新規締結及び村外・県外からの救援物資の受入れ、保管・管理、払い出しの推進

【脆弱性評価】

○生活物資を速やかに調達するため、民間企業と災害協定を締結しているが、内容の精査と新たな協定の締結を進める必要がある。また、物資調達システムで非常食や生活物資の受入れや管理を行っているが、システムを操作できる職員を養成する必要がある。

【対応方策】

○関係機関と連携し、協定締結団体を増やすとともに、各種協定の精査と救援物資の受入れ管理等についての検討と、物資調達システムの操作ができる職員確保のため、職員訓練を進める。また住民に対し、大規模災害に備えた備蓄の重要性を周知し、意識の向上を図る。

リスクシナリオ2-2 消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足

担当部署

総務課消防防災係、総務課総務係、保健福祉課保健対策係、産業振興課農業振興係、産業振興課林務係、建設水道課建設建築係

【施策 24】基幹道路の長寿命化、耐震化

【脆弱性評価】

○村で管理する基幹道路については、通行に支障がないよう定期的に整備を行っているが、今後舗装面の補修や風食被害による道路への堆積土撤去等の作業を行いながら、道路としての耐震化を進め、機能を維持する必要がある。

【対応方策】

○村で管理する基幹道路については、通行に支障がないよう定期的に整備を行い、破損した舗装は引き続き部分補修しながら管理し、道路としての機能維持に努める一方で、舗装更新の方法等について検討する。

【施策 25】林道の整備や林道施設の長寿命化・機能強化

【脆弱性評価】

○林業委員会による定期的な山林パトロールにより、林道機能維持ができていますが、今後は緊急輸送道路としての機能を持たせるための補強・拡幅・改良が必要である。また、山形村の観光や別荘地へのアクセス道路である村道1級6号線(通称 観光道路)の補完道路として、緊急時のバイパス道路として林道は重要な道路であり、道路機能の維持に努めているが、一部には未舗装の箇所があり、幅員が十分でない箇所も多く、大雨時には路肩崩壊等が発生している。現在は度々通行止めにして、応急工事を行っているが、抜本的な整備を進める必要がある。

【対応方策】

○緊急輸送道路としての位置づけを明確にするとともに、規格に見合う林道改良を推進する。また、災害時の重要な道路としての機能維持や機能強化を図る。

【施策 26】救助活動に従事する消防団員に必要な装備資機材の整備

【脆弱性評価】

○災害時の消防団活動時の安全を確保するため、消防団員用活動服をはじめ、雨具や安全靴、防寒着を整備しているが、今後は災害救助用の資機材の整備を進める必要がある。

【対応方策】

○大規模災害発生時でも迅速で安全な救助活動が行えるよう、消防団活動に必要な装備等資機材の充実を図る。

【施策 27】消防団員の確保対策及び消防団の活性化を目的とする広報の実施

【脆弱性評価】

○消防団員確保のため、消防団員の団員報酬や出動手当の見直しを行い、処遇改善に取り組むとともに、消防団員の加入に関する広報を進める必要がある。

【対応方策】

○将来の消防団員候補となる小学生や中学生に対する消防団活動のPRが実施できていないため、積極的な周知を図る。また、団員報酬、出動手当の見直しを行い、消防団員の処遇改善を図る。

【施策 28】DMAT(災害派遣医療チーム)、DPAT(災害派遣精神医療チーム)、及び DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)等の要請手順の確認、受入れ体制の整備

【脆弱性評価】

○DMAT(災害派遣医療チーム)、DPAT(災害派遣精神医療チーム)、及び DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)等の要請手順を確認し、受入れ体制を整備する必要がある。

【対応方策】

○DMAT(災害派遣医療チーム)、DPAT(災害派遣精神医療チーム)、及び DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)等の要請手順を確認する必要があるとともに、受入れ体制を整備する。

【施策 29】県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリの円滑な運用に向けたヘリポートの確保・整備

【脆弱性評価】

○県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリの運用が円滑に行えるよう、農業者トレーニングセンターグラウンドをヘリポートとして確保・整備し、村地域防災計画に明記する必要がある。

【対応方策】

○農業者トレーニングセンターグラウンドを拠点ヘリポートとしているが、トレーニングセンターグラウンドが指定緊急避難場所となっているため、追加でヘリポートとして活用できる場所の追加を進める。

【施策 30】避難施設の資機材の把握・確保と運営体制の充実

【脆弱性評価】

○医療救護所を開設する場合のレイアウトや開設フロー、及び医療救護活動マニュアルは作成されているが、見直しの必要がある。また、実践的な訓練及び医療救護所において必要な資機材等の適正数量を把握し、整備を進める必要がある。

【対応方策】

○必要資機材の数量把握及び整備主体を明確にし、医療救護所において必要な備蓄品の適正数量の把握と管理を行うとともに、実用性の高い運営マニュアルとするための見直しを行う。

リスクシナリオ2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

担当部署 企画振興課地域振興係、総務課消防防災係

【施策 31】災害時の帰宅困難者、滞留者及び孤立集落の住民の搬送・連絡体制の確立

【脆弱性評価】

○大規模災害発生時においても、帰宅困難者、孤立集落の住民等の搬送体制を構築する必要がある。

【対応方策】

○帰宅困難者・孤立集落の住民等の搬送体制を構築するため、交通関係者との協議を定期的に進めるとともに、道路維持管理者と生活圏を結ぶ幹線道路を整備し、大規模災害時におけるスムーズに応援を受入れできるよう、体制整備を進める。

リスクシナリオ2-4 医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺

担当部署 保健福祉課保健対策係

【施策 32】災害時保健医療体制の整備

【脆弱性評価】

○平成 25 年に松本市立病院と「大規模災害等発生時における医療救護班派遣に関する協定書」を締結しており、今後見直しや更新を行っていく必要がある。

【対応方策】

○大規模災害発生時でも医療機能が維持できるよう、保健医療救護等に関する協定内容の見直しと関係団体との協力関係の強化を進めるとともに、避難所における日常生活品や、医療救護所の必要物品等の備蓄管理を進める。

リスクシナリオ2-5 被災地における感染症・疫病等の大規模発生

担当部署 保健福祉課保健対策係、教育政策課学校教育係

【施策 33】新型コロナウイルス感染症等に対する防疫体制の準備及び社会福祉施設や小学校への対策の周知

【脆弱性評価】

○小学校では、3密の回避や手洗いの励行、共用部分の消毒、換気、マスク着用を進めるとともに、家庭での児童の健康状態の把握のため、健康チェックカードによる症状の有無や検温の協力要請を進めている。今後は、小学校や社会福祉施設における防疫対策のマニュアルを作成する必要がある。

【対応方策】

○被災地における感染症のまん延や感染状況に注意し、国や県の指示等参照の上、手指消毒・生活環境の清潔保持といった「感染源対策」、感染防止のための経路別必要物品(マスク、石けん他)の選定・飛沫感染、接触感染を防止するための「感染経路対策」、高齢者・乳幼児等の感染症に罹患しやすい者の健康維持のための「健康管理対策」、避難住民の感染症発生状況の把握及び感染症発生時の対応等のマニュアルを作成する。

3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること

リスクシナリオ3-1 村役場をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下

担当部署	総務課総務係、総務課消防防災係、子育て支援課子育て支援係
------	------------------------------

【施策 34】自主防災活動リーダーの養成

【脆弱性評価】

○防災に関する研修会を、自主防災組織の会長となる区長や村議会議員を交えて、年1回実施している。今後は自主防災組織の中核となる自主防災アドバイザーや自主防災活動リーダーを養成する必要がある。

【対応方策】

○自主防災組織の中核となる自主防災アドバイザーや自主防災活動リーダーの養成に取り組み、自主防災組織の充実や強化を図る。

【施策 35】村職員への自然災害危機管理に係る防災研修の実施

【脆弱性評価】

○年1回「防災の日」に合わせて、職員に対し、初動体制の確認や避難所開設の訓練を実施している。しかし、職員への防災研修はできていない状況である。また、理事者向けの研修も不十分である。災害対策本部の各班の研修を計画していく必要がある。

【対応方策】

○村地域防災計画や BCP(業務継続計画)に基づき、訓練を実施していく。また、災害対応の際に職員として迅速な行動がとれるよう、危機管理や防災に関する研修を充実させていく。

【施策 36】防災拠点等の非常用電源導入の検討

【脆弱性評価】

- 防災拠点施設となっている役場庁舎の非常電源は確保できているが、今後は指定避難所である農業者トレーニングセンターの非常用電源を確保する必要がある。また、太陽光発電システムや熱電を供給できるコージェネレーションシステムといった自然エネルギーや省エネルギーを活用した非常用電源を導入する必要がある。
- 認可保育園である「やまのこ保育園」や「子育て支援センターすくすく」、「ふれあい児童館」には、発電設備がないために、災害による停電が発生した場合に電力供給が途絶えてしまうため、これら施設に非常用電源を整備していく必要がある。

【対応方策】

- 指定避難所や指定緊急避難場所のエネルギー自給を進めるため、自然エネルギーや省エネルギーを活用した非常用電源の導入を進める。
- 「山形保育園」に整備済みの非常用自家発電装置のような非常用発電機を、「やまのこ保育園」や「子育て支援センターすくすく」、「ふれあい児童館」に配備し、機能の維持と使用方法の共有を図る。

【施策 37】村の防災組織体制の強化

【脆弱性評価】

- 村地域防災計画に、災害種別ごとの災害対策本部の設置基準や災害発生前に災害警戒本部の設置基準について記載しているが、BCP(業務継続計画)を用いた職員訓練が不十分であり、防災組織体制の強化を図る必要がある。

【対応方策】

- 村地域防災計画や BCP(業務継続計画)に基づいた災害対策本部の設置や、職員の非常参集訓練等を進め、防災組織体制の強化を図る。

【施策 38】他自治体からの受援体制の整備

【脆弱性評価】

- 被災により村の行政機能が大幅に低下することを防ぐため、他自治体からの応援を円滑に受入れるための受援計画を策定済みである。しかし物資調達や人的支援等の受入れに関する職員訓練は未実施であるため、訓練実施の検討が必要である。

【対応方策】

- 受援体制を強化し、他自治体からの応援受入れを円滑にするため、物資調達や人的支援等の受入れの訓練を進める。

【施策 39】行政データ・プログラム等の保全とバックアップ体制の整備

【脆弱性評価】

○大規模災害発生後、迅速に復旧を進められるよう、行政データやプログラムを保全し、バックアップを実施する必要がある。

【対応方策】

○大規模災害発生後、迅速に復旧を進められるよう、行政データを保全するため、定期的なバックアップを行う。

【施策 40】緊急時連絡リストの共有と通信機器の拡充・整備及び通信手段の確保

【脆弱性評価】

○大規模自然災害発生時等にも通信手段が途絶えることがないように、緊急時連絡リストの共有や、通信機器の拡充・整備する必要がある。

【対応方策】

○大規模自然災害発生時等にも通信手段が途絶えることがないように、緊急時連絡リストの共有や、通信機器の拡充・整備を進める。

【施策 41】防災行政無線施設の維持管理や更新等により通信機能の強化

【脆弱性評価】

○平成 29 年3月から同報系防災行政無線の運用が開始されており、以降毎週水曜日の正午に定時放送としてメロディを放送し、定期的な動作確認を行い、定期的な保守点検を実施している。今後はスピーカーの増設や放送の仕方等についても見直す必要がある。

【対応方策】

○大規模災害が発生しても、防災行政無線の放送が途絶えることのないよう、定期的な保守点検等の維持管理を引き続き実施していく。また、新たな通信手段について検討を進めていく。

リスクシナリオ3-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

担当部署 総務課消防防災係、企画振興課情報政策係

【施策 42】外国人が必要な防災・避難情報、災害対応方法の周知

【脆弱性評価】

○大規模災害時に、外国人が必要な防災・避難情報にアクセスできるよう、外国人向けの防災情報や避難情報を発信する必要がある。

【対応方策】

○大規模災害時が発生しても、外国人が災害情報の取得に困らないよう、防災情報や避難情報の伝達手段を構築する。

【施策 43】公的な拠点における無線 LAN、Wi-Fi 環境の整備

【脆弱性評価】

○ミラ・フード館、小学校体育館には、Wi-Fi を整備済みであり、平時の利用だけでなく、災害時の利用も可能となっている。その他の防災拠点施設や指定避難所については、Wi-Fi が未整備であるため、避難者の生活環境改善のために整備する必要がある。

【対応方策】

○災害時の避難者の生活環境改善と情報収集を円滑に行える環境を整えるため、令和4年度予定で、災害時に防災拠点となる公共施設や各地区の公民館等に Wi-Fi 環境整備を図る。

【施策 44】ホームページ、SNS 等を活用した多様な手段による情報提供の実施

【脆弱性評価】

○災害情報の伝達は、主に防災行政無線、登録制防災メール、宅内音声告知端末、村ホームページで行っており、SNS を活用した情報提供は現在実施していない。また、音声告知放送の劣化により、将来宅内の音声告知端末が使用できなくなることが考えられるため、音声告知放送を廃止した場合の災害時要支援者や高齢者等への新たな情報提供手段を検討する必要がある。

【対応方策】

○防災行政無線サーバーの更新に伴い、災害情報の伝達にスマートフォンアプリ等を活用できるようにし、音声告知放送の廃止に備えるとともに、住民へ情報発信の多重化を図る。

【施策 45】デジタル簡易無線器の維持と衛星携帯電話及び災害時優先電話の機能拡充

【脆弱性評価】

○災害協定に基づき、衛星携帯電話2台を設置し、指定避難所になっている農業者トレーニングセンターや公民館等には災害時優先電話を配備している。また、ラジオ放送局と臨時災害放送局に関する協定を締結している。今後はデジタル簡易無線器を導入する必要がある。

【対応方策】

○衛星携帯電話の操作方法や災害時優先電話の操作方法について、職員への説明を実施し、防災体制の強化を図るとともに、デジタル簡易無線機の導入についても検討する。また、Lアラートへの情報の登録を行う「長野県防災情報システム」を扱える職員を増やすよう研修を実施する。

4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること

リスクシナリオ4-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

担当部署 住民課環境係、産業振興課商工労政係

【施策 46】地域の自立型エネルギー導入対策の推進

【脆弱性評価】

○個人住宅用の太陽光発電システムや雨水貯留設備の設置経費に対して村単独で補助金を交付し、各戸における自給電源確保の普及、雨水の有効利用を促進する必要がある。役場やトレーニングセンター、保健福祉センター等、災害時拠点施設をはじめとした公共施設への太陽光発電システム及び蓄電システムの設置を進める必要がある。

【対応方策】

○個人住宅向けの補助を継続するとともに、再生可能エネルギー導入と省エネルギー推進に向けた公共施設の改修について検討し、計画的かつ効果的な施設整備を図る。

【施策 47】中小企業に対する災害時支援制度の充実

【脆弱性評価】

○商工会と連携し、村内中小企業の事業継続力強化計画の策定に向けた協議を進める必要がある。

【対応方策】

○令和4年度中にBCP(事業継続計画)が策定できるよう、商工会と協議を進める。

【施策 48】地震災害防止対策のための県の融資制度(経営健全化支援資金)等の周知

【脆弱性評価】

○県や金融機関の周知で、制度の認知はされているが、今後継続して周知を図る必要がある。

【対応方策】

○地震災害防止対策のための県の融資制度(経営健全化支援資金)等について、周知を図る。

リスクシナリオ4-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

担当部署 建設水道課上下水道係

【施策 49】各種マニュアルの整備と実効性ある防災訓練の実施

【脆弱性評価】

○上水道は、破管等による飲料水の流失を防ぐため、大容量配水池のうち1池に緊急遮断弁を設置し、各配水池において応急給水するための給水栓を設置している。同様の設備を他の5配水池へも設置する必要がある。

【対応方策】

○大規模災害等により、破管等が発生し飲料水の流失を防ぐため、大容量配水池への緊急遮断弁を早期に設置する。

リスクシナリオ4-3 地域交通ネットワークが分断する事態

担当部署 建設水道課建設建築係

【施策 50】道路、橋梁・トンネル以外の道路施設の点検、補修と維持管理・長寿命化

【脆弱性評価】

○橋梁は国の基準に従い、5年に一度の点検と計画の策定を行っており、道路は日常の点検・パトロールを実施し、必要な箇所については補修しているが、災害対応設備のある「道の駅」等の整備がされておらず、防災機能を有する道路施設を整備する必要がある。

【対応方策】

○村道路等整備基本計画や地域住民からの要望を優先し、災害時に備えた防災機能を有する道路施設を整備する。

【施策 51】法面对策工事等の防災対策

【脆弱性評価】

○村内を通過している県道について、県が幅員狭小部分の拡幅工事を進めており、早期に災害時の重要輸送道路としての機能を強化する必要がある。

【対応方策】

○村に隣接する松本市和田地区において、中部縦貫道の建設工事がはじまっている。これにより、山形村の地域交通事情にも変化が生じられると思われるので、次世代の交通ネットワークの検討を進める。

5 流通・経済活動が停滞しないこと

リスクシナリオ5-1 交通ネットワークの機能停止

担当部署	建設水道課建設建築係
------	------------

【施策 52】「県の第2次緊急輸送路(県道 291 号線)」を中心に県へ橋梁の耐震化要望

【脆弱性評価】

○県道 291 号線「新田松本線」は、隣接する松本市との接続道路としてだけでなく、高速道路へのアクセス道路として、災害時の緊急輸送路として重要な道路であり、歩道・バイパス等の整備について、三県道整備促進期成同盟会等を通じて、継続して要望していく必要がある。

【対応方策】

○大規模災害発生時にも、緊急輸送路を確保できるよう、今後も道路改良について要望活動を継続していく。

【施策 53】県と連携した除排雪計画の策定・見直しと、非常体制発令時の除雪体制の構築

【脆弱性評価】

○村内土木業者との委託契約により、村道幹線道路の迅速な除排雪、県道との接続部分の幅員確保等、交通ネットワークの機能維持を図っている。委託している土木業者が所有している大型重機の老朽化に対し、村が購入した大型重機を貸与する仕組み作りを確立する必要がある。

【対応方策】

○計画的に大型重機を購入し、委託業者への貸与を進め、持続的な除排雪体制の維持を図る。

リスクシナリオ5-2 食料・飲料水等の安定供給の停滞

担当部署 建設水道課建設建築係、建設水道課上下水道係

【施策 54】インフラ等耐震化及び長寿命化の推進

【脆弱性評価】

○水道管路は、毎年度継続して耐震管への布設替工事を実施しており、災害時避難所等の重要施設周辺から優先的に進めている。下水道処理施設はストックマネジメント策定が完了し、計画的に施設の更新及び耐震化工事を進めている。上水道施設の普通沈殿池、配水池の耐震化等についての基本計画策定が完了し、その内容に沿って事業を進めるが具体的な施工には時間が必要である。

【対応方策】

○上水道は、基本計画や経営戦略に沿って着実に計画を進める。下水道は、国庫補助金を有効に活用しながら、施設の耐震化と更新を計画的に進め、将来の下水道管路の布設替えについても検討を進める。農業水利施設長寿命化計画に沿って、維持管理や補修、改修を計画的に進めていく。

【施策 55】上下水道施設点検の推進と処理場や管渠等施設の長寿命化

【脆弱性評価】

○上水道施設は、浄水場や配水池等の日常点検のほか、テレメータ設備の点検、配水池内の潜水による点検を実施している。また、有収率の向上を目的とし、配水管路の漏水調査を計画的に行っている。下水道施設は、運転管理委託業者と下水道公社の協力のもとで、下水道 BCP(業務継続計画)の机上訓練等を行っている。上水道の配水池への緊急遮断弁設置は現在、横出ヶ崎配水池のみで他の5配水池に設置する必要がある。

【対応方策】

○水道施設の被害を最小限にするための耐震化工事等を計画的に進めるとともに、消火栓等を利用した応急給水装置の整備を進める。

リスクシナリオ5-3 大規模地震による農業施設の破壊等及び被害拡大と長期間にわたる農業の
停滞

担当部署 産業振興課農業振興係

【施策 56】農業の生産維持及び農家経営の安定化

【脆弱性評価】

○基幹的農業水利施設は、土地改良区や地域の水利組合等によって管理されているが、更新計画から漏れている地域の管路の老朽化対策を進める必要がある。

【対応方策】

○大規模災害が発生しても、農業の生産維持と経営の安定を図るため、施設の老朽化が進んでいる地域内の大規模な補修計画を立て、基盤整備を進める。

6 二次的な被害を発生させないこと

リスクシナリオ6-1 土石流、山腹崩壊など土砂災害による二次災害の発生

担当部署 建設水道課建設建築係、総務課消防防災係

【施策 57】土石流対策、砂防対策等の災害対策の要望

【脆弱性評価】

○県は「土砂災害特別警戒区域」に指定した小坂二ノ沢において、砂防えん堤の建設事業計画を進めており、村は危険箇所の確認や「土石対策」、「砂防対策」といった災害対策を要望している。県の指導のもと区防災計画の充実を進めているが、その他の区においても進める必要がある。

【対応方策】

○大規模災害発生時に、土石流・地すべり等による二次災害の発生を防止するため、県事業による小坂二ノ沢砂防えん堤の早期完成に向けて、引き続き県と連携していく。また、大規模災害が発生した場合の警戒避難体制を構築するとともに、長野地方気象台と連絡・協議する体制整備も進める。

リスクシナリオ6-2 農業用水路、ため池、ダム等の損壊・機能不全による水利用の制限

担当部署 産業振興課農業振興係

【施策 58】狭小、不整形な農地や農道、農業水利施設等の老朽化対策

【脆弱性評価】

○唐沢地区の畑地かんがい施設更新事業の採択に向けて準備を進めている。また、雨水等の排水が不十分なほ場が点在しているが、具体的な対処方法を構築する必要がある。

【対応方策】

○唐沢地区の事業採択に向けて準備を進める。将来的に施設更新を希望する地域の要望等の取りまとめを進める。

リスクシナリオ6-3 有害物質の大規模拡散・流出

担当部署	住民課環境係、産業振興課農業振興係、農業振興課商工労政係
------	------------------------------

【施策 59】危険物漏洩防止について周知・指導

【脆弱性評価】

- 住民に対し、ホームタンクからの灯油の漏洩に関する注意を促し、河川への流入を防止するよう啓発を進める必要がある。また、事業者や事業所に対しても危険物漏洩防止対策の呼び掛けを進める必要がある。
- 農家からの農薬等の漏洩については、JA 等を通じて管理に関する情報や管理方法の徹底を呼び掛け、また、農薬使用済み容器の回収を定期的に行うことで、漏洩防止を図っている。個々の農家へ管理方法や漏洩防止策について講習会を開催する等、周知を進める必要がある。

【対応方策】

- 一般家庭への灯油の漏洩に対する注意喚起のほか、村内の企業や事業者に対しても、それぞれが取り扱う危険物等の管理の徹底について啓発する。
- 農業者をはじめ農業関係団体、事業所等に対して農薬、肥料、燃料類の適正な処分の徹底を呼び掛け、厳格な管理を指導する。

リスクシナリオ6-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

担当部署	産業振興課農業振興係
------	------------

【施策 60】鳥獣被害防止対策を総合的な推進

【脆弱性評価】

- 鳥獣被害対策協議会による駆除活動や森林緩衝帯の整備により、鳥獣被害を最小限に食い止める必要がある。

【対応方策】

- 鳥獣被害対策協議会による駆除活動の改善や森林緩衝帯の整備等により、鳥獣被害を最小限に食い止める方策を検討する。

リスクシナリオ6-5 風評被害による観光客の減少と、地域農産物等の買い控えや市場価格の下落

担当部署 産業振興課農業振興係

【施策 61】大規模災害の発生による有害物質の大規模拡散・流出を想定した検査体制の整備

【脆弱性評価】

○農畜産物についての汚染検査体制は十分には整っておらず、農産物の放射性物質検査等について、迅速かつ効率的に実施できるよう、大規模災害の発生による有害物質の大規模拡散・流出を想定した効果的な検査体制を整備する必要がある。

【対応方策】

○生産者団体等と連携して、正しい情報発信に努め、農産物の放射性物質検査等について、迅速かつ効率的に実施できるよう、大規模災害の発生による有害物質の大規模拡散・流出を想定した実践的な検査体制の整備を図る。

リスクシナリオ6-6 避難所等における感染症のまん延等環境の悪化

担当部署 保健福祉課福祉係、総務課消防防災係

【施策 62】災害時における女性や子育て家庭、要配慮者のニーズに対応した避難所運営と、避難者の生活環境整備等を目的とした「村の避難所運営マニュアル」の作成と更新

【脆弱性評価】

○平成 26 年に「福祉避難所運営マニュアル」を作成しているが、今後見直しを行う必要がある。また、避難者の生活環境を整備するため、間仕切り等の資機材を避難所に配備しているが、今後日用品等を備蓄する必要がある。また、外国籍住民に対応するための通訳ボランティアとの連携が必要である。

【対応方策】

○「福祉避難所運営マニュアル」について、国のガイドライン、県の計画を参考に必要な見直しを行う。避難所における良好な生活環境を確保するため、日用品等の備蓄を推進し、また、災害時に外国籍住民の被災支援に対応するため、通訳ボランティアとの連携を図る。

【施策 63】感染症等の大規模発生を防ぐ避難所における感染症対策物品の整備と職員の避難所開設訓練の実施

【脆弱性評価】

- 避難所運営マニュアルに基づき、福祉避難所や医療救護所のレイアウトの作成、また、感染症対策をしたスペースの確保も進めている。さらに簡易間仕切りとして使用するテント、消毒液、フェイスシールド等の物品を備えている。今後は職員が緊急時の対応を理解し、物品のリスト化や保管場所や管理方法等を把握する必要がある。
- 職員の訓練については、感染症対策を行った上で実施しているが、今後は避難所を感染者専用の避難所とした場合の訓練を実施する必要がある。

【対応方策】

- 避難所における感染症対策を講じた上で、計画的な備蓄と必要な資機材の整備を進める。
- 避難所運営マニュアルに基づいて、感染症対策を徹底した上で、必要時に対応できるよう、避難所開設訓練を進める。

7 被災した方々が元の暮らしに迅速に戻れること

リスクシナリオ7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

担当部署 住民課環境係

【施策 64】災害廃棄物の処理における連携強化の推進

【脆弱性評価】

○発生した災害廃棄物の処理に関し、松塩地区広域施設組合及び構成市村並びに民間の処理事業者との間に「災害廃棄物等の処理に関する基本協定」を締結し、災害ごみの緊急処分に備えているが、今後は、災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。

【対応方策】

○想定される大規模地震による災害廃棄物の発生量等を予測した上で、災害廃棄物の仮置き場、一時集積場所等の候補地の検討・選定を進めて有事に備え、村の災害廃棄物処理計画を策定する。

リスクシナリオ7-2 道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態

担当部署 建設水道課建設建築係

【施策 65】道路啓開等訓練の実施、災害時の応急点検マニュアルの整備

【脆弱性評価】

○災害時には、職員による道路等パトロールが迅速に行えるよう、村の防災訓練でシミュレーションしながら備えるとともに、「大規模災害時の応急対策業務」について、長野県建設業協会支部と協定を結ぶよう準備を進めている。村内の道路沿線の住宅に設置されているブロック塀の中には倒壊のおそれがあるものもあり、倒壊し散乱したブロック塀等で道路が寸断される可能性が高く、所有する住民に点検や改築について広報等で周知する必要がある。

【対応方策】

○災害時の道路上への障害物散乱を未然に防ぐための対策を進めるとともに、村内の土木業者の協力を得て迅速な緊急輸送路等の確保に努める。

リスクシナリオ7-3 倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態

担当部署 税務課課税係、税務課徴税係

【施策 66】住家被害認定調査等の災害対応業務における職員の育成

【脆弱性評価】

○大規模災害による被災に際し、迅速かつ正確に業務を遂行できるよう、罹災証明書等の発行に係るマニュアルを作成するとともに、被害認定ができる職員を配置できるよう研修等を実施する必要がある。

【対応方策】

○大規模災害による被災に際し、職員が迅速かつ正確に業務を遂行できるよう、罹災証明書等の発行に係るマニュアルを作成するとともに、被害認定における研修等を実施する。

【施策 67】地籍図等の整備(地籍調査)の推進

【脆弱性評価】

○大規模災害により被害を受けた住宅や基幹インフラの復旧を迅速かつ円滑に実施するためには、山間部を除く地籍のデジタル化とバックアップを進め、また旧公図のままになっている場所のデジタル化を進める必要がある。

【対応方策】

○大規模災害により被害を受けた住宅や基幹インフラの復旧を迅速かつ円滑に実施するため、毎月送付される法務局からの登記情報を把握し、山間部を除く地籍のデジタル化とバックアップ、また旧公図のままになっている場所のデジタル化を進める。

リスクシナリオ7-4 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

担当部署 全課

【施策 68】地域防災リーダー養成講座への女性参加の推進

【脆弱性評価】

○避難所運営等における女性、子どもへの配慮において、各地区の自主防災組織への女性の参加は重要であるが、まだ割合は少なく、また地域防災リーダーの養成も必要である。

【対応方策】

○自主防災組織への女性の参加促進を図り、地域防災力向上のため、自主防災組織の充実強化を図る。また、地域防災リーダーの養成についても検討する。

【施策 69】被災者の相談体制の整備

【脆弱性評価】

- 道路等ライフラインに関する要望や相談を受け付ける体制は整備している。今後は道路整備の要望に対応する必要がある。
- 罹災に伴う減免措置、徴収猶予措置と確定申告時の災害による減免制度について周知する必要がある。
- 被災された方が被災に関する法律相談の体制について、行政書士等と協議して整備する必要がある。
- 復旧・復興する際の子どもたちの居場所や大人が生活の基盤構築の支援をするため、社会福祉協議会、まいさぼ東筑との連携体制を整備する必要がある。
- 災害発生後、家庭ごみの収集体制の復旧について対策を講じる必要がある。

【対応方策】

- 道路等ライフラインに関する要望や相談を受け付け、優先度や財源を考慮しつつ、整備を進める。
- 災害が発生した場合の減免措置、徴収猶予、確定申告時における災害に伴う減免措置をホームページに記載し、周知を進める。
- 被災後の法律相談の増加に対応できるよう行政書士等への協力依頼や窓口の体制を強化していく。
- 生活困窮、高齢、障がい、子育て等、重層的な課題を抱える住民の総合相談窓口設置に向けた体制を構築する。
- 災害廃棄物と日常生活により発生する家庭ごみの処理体系を明確に分離して、発災後一定期間は家庭ごみの収集に特別なルールを設ける等の対策を講じる。

【施策 70】村社会福祉協議会の災害ボランティアセンターの設置・運営訓練の実施

【脆弱性評価】

- 村地域防災計画で、村社会福祉協議会が災害ボランティアセンターの運営を行うとなっているため、村社会福祉協議会と災害ボランティアセンターの設置運営に関する協定を締結している。今後は体制等の確認のためにも訓練の実施が必要である。

【対応方策】

- 村社会福祉協議会との連携しながら、災害ボランティアセンターの設置運営訓練を実施し、体制強化を図る。

【施策 71】障がい者福祉施設における職員等の業務体制の構築

【脆弱性評価】

○災害発生時における障がい者支援施設の被災状況を把握し、事業所への適切な支援を迅速に行うための障害者支援施設等災害時情報共有システムへの村内事業の所在地、連絡先等の登録を進めている。今後は有事における情報共有システムの運用方法の把握を進め、日中生活を行う入所型施設や整備や圏域内外での連携体制の構築が必要である。

【対応方策】

○地域障害者自立支援協議会等で情報を共有し、広域的な協力体制の構築を進める。

【施策 72】村指定有形文化財(建造物)の耐震対策の推進

【脆弱性評価】

○清水寺本堂、山門については、劣化していた屋根の改修を行うとともに、軽量化を図る工事について、指導や助言、工事費の補助を行った。耐震診断及びその結果に基づく耐震補強を行えるよう、所有者・管理者に対する相談や助言、費用の補助を進める必要がある。

【対応方策】

○建物の耐震診断を行い、必要な耐震補強や構造の健全性を回復させるための修繕を行うよう、所有者・管理者への指導を行うとともに、費用の補助を進める。

第6章 地域強靱化の推進に向けて

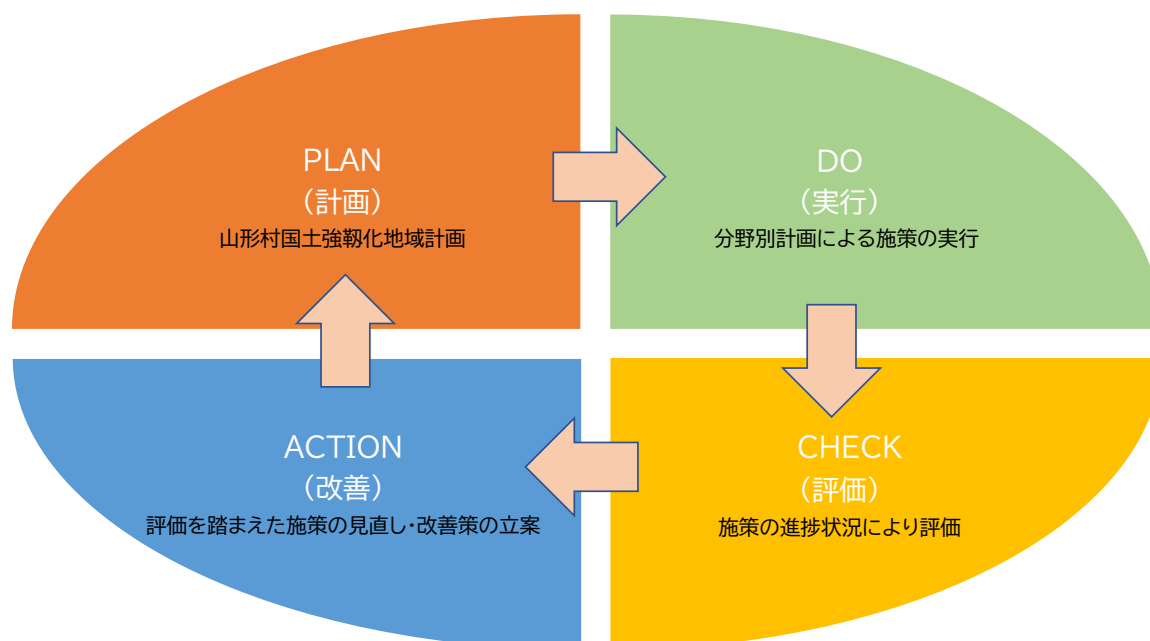
1 推進体制

本計画は、本村各部署の連携により、国、県、関係自治体、防災関係機関、村民、公益活動団体及び民間企業等の多様な主体と相互に連携を図り、各種情報や取り組み等を共有しながら、効果的・効率的に推進していくものです。地域の強靱化に向けて、住民、地域の団体、事業者等の関係主体による取り組みを含め、社会を構成する主体がそれぞれの担う役割を理解し、自主的かつ積極的に取り組むことが必要です。

2 進捗状況の把握と計画の見直し

本計画の各種施策は、総合計画における施策・事業の進行管理と併せて、PDCA サイクルを実行しながら進捗管理を進めていくものとします。

なお本計画は、今後の社会経済情勢の変化や、国や長野県の国土強靱化に関する施策の進捗状況等を考慮しつつ、適宜見直しを行います。



－令和4年3月－

山形村国土強靱化地域計画

編集・発行 長野県山形村

〒390-1392 長野県東筑摩郡山形村2030番地1

<https://www.vill.yamagata.nagano.jp/>